

環境省情報セキュリティポリシー
(第10版)

令和4年6月29日

環境省情報セキュリティ委員会

目次

第1部 総則.....	1
1.1 情報セキュリティの基本方針.....	1
(1) 情報セキュリティの基本方針.....	1
(2) ポリシーの適用対象.....	1
(3) ポリシーの改定.....	2
(4) 法令等の遵守.....	2
(5) 対策項目の記載事項.....	2
(6) 情報セキュリティ対策マニュアル.....	2
1.2 情報の格付の区分・取扱制限.....	3
(1) 情報の格付の区分.....	3
(2) 情報の取扱制限.....	4
1.3 用語定義.....	5
第2部 情報セキュリティ対策の基本的枠組み.....	9
2.1 導入・計画.....	9
2.1.1 組織・体制の整備.....	9
(1) 最高情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ副責任者の設置.....	9
(2) 情報セキュリティ委員会の設置.....	9
(3) 情報セキュリティ監査責任者の設置.....	9
(4) 統括情報セキュリティ責任者・情報セキュリティ責任者等の設置.....	9
(5) 最高情報セキュリティアドバイザーの設置.....	10
(6) 情報セキュリティ対策推進体制の整備.....	10
(7) 情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備.....	10
(8) 兼務を禁止する役割.....	10
2.1.2 ポリシー・対策推進計画の策定.....	10
(1) ポリシーの策定.....	11
(2) 対策推進計画の策定.....	11
2.2 運用.....	12
2.2.1 情報セキュリティ関係規程の運用.....	12
(1) 情報セキュリティ対策の運用.....	12
(2) 違反への対処.....	12
2.2.2 例外措置.....	12
(1) 例外措置手続の整備.....	12
(2) 例外措置の運用.....	13
2.2.3 教育.....	13
(1) 教育体制等の整備・教育実施計画の策定.....	13

(2) 教育の実施	13
2.2.4 情報セキュリティインシデントへの対処	14
(1) 情報セキュリティインシデントに備えた事前準備	14
(2) 情報セキュリティインシデントへの対処	14
(3) 情報セキュリティインシデントの再発防止・教訓の共有	15
2.3 点検	16
2.3.1 情報セキュリティ対策の自己点検	16
(1) 自己点検計画の策定・手順の準備	16
(2) 自己点検の実施	16
(3) 自己点検結果の評価・改善	16
2.3.2 情報セキュリティ監査	16
(1) 監査実施計画の策定	16
(2) 監査の実施	17
(3) 監査結果に応じた対処	17
2.4 見直し	18
2.4.1 情報セキュリティ対策の見直し	18
(1) ポリシー等の見直し	18
(2) 対策推進計画の見直し	18
第 3 部 情報の取扱い	19
3.1 情報の取扱い	19
3.1.1 情報の取扱い	19
(1) 情報の取扱いに係る規定の整備	19
(2) 情報の目的外での利用等の禁止	19
(3) 情報の格付及び取扱制限の決定・明示等	19
(4) 情報の利用・保存	19
(5) 情報の提供・公表	20
(6) 情報の運搬・送信	20
(7) 情報の消去	20
(8) 情報のバックアップ	20
3.2 情報を取り扱う区域の管理	21
3.2.1 情報を取り扱う区域の管理	21
(1) 要管理対策区域における対策の基準の決定	21
(2) 区域ごとの対策の決定	21
(3) 要管理対策区域における対策の実施	21
第 4 部 外部委託	22
4.1 業務委託	22
4.1.1 業務委託	22
(1) 業務委託に係る規定の整備	22
(2) 業務委託に係る契約	22

(3) 業務委託における対策の実施.....	23
(4) 業務委託における情報の取扱い.....	23
4.2 外部サービスの利用.....	23
4.2.1 要機密情報を取り扱う場合.....	23
(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備.....	23
(2) 外部サービスの選定（クラウドサービスの場合）.....	24
(3) 外部サービスの選定（クラウドサービス以外の場合）.....	24
(4) 外部サービスの利用に係る調達・契約.....	25
(5) 外部サービスの利用承認.....	26
(6) 外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策.....	26
(7) 外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策.....	26
(8) 外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策.....	27
4.2.2 要機密情報を取り扱わない場合.....	27
(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備.....	27
(2) 外部サービスの利用における対策の実施.....	27
第5部 情報システムのライフサイクル.....	28
5.1 情報システムに係る文書等の整備.....	28
5.1.1 情報システムに係る台帳等の整備.....	28
(1) 情報システム台帳の整備.....	28
(2) 情報システム関連文書の整備.....	28
5.1.2 機器等の調達に係る規定の整備.....	28
(1) 機器等の調達に係る規定の整備.....	28
5.2 情報システムのライフサイクルの各段階における対策.....	29
5.2.1 情報システムの企画・要件定義.....	29
(1) 実施体制の確保.....	29
(2) 情報システムのセキュリティ要件の策定.....	29
(3) 情報システムの構築を外部委託する場合の対策.....	30
(4) 情報システムの運用・保守を外部委託する場合の対策.....	30
5.2.2 情報システムの調達・構築.....	30
(1) 機器等の選定時の対策.....	30
(2) 情報システムの構築時の対策.....	30
(3) 納品検査時の対策.....	30
5.2.3 情報システムの運用・保守.....	32
(1) 情報システムの運用・保守時の対策.....	32
5.2.4 情報システムの更改・廃棄.....	32
(1) 情報システムの更改・廃棄時の対策.....	32
5.2.5 情報システムについての対策の見直し.....	32
(1) 情報システムについての対策の見直し.....	32
5.3 情報システムの運用継続計画.....	33

5.3.1 情報システム運用継続計画の整備・整合的運用の確保	33
(1) 情報システムの運用継続計画の整備・整合的運用の確保	33
第6部 情報システムのセキュリティ要件	34
6.1 情報システムのセキュリティ機能.....	34
6.1.1 主体認証機能.....	34
(1) 主体認証機能の導入	34
(2) 識別コード及び主体認証情報の管理.....	34
6.1.2 アクセス制御機能	34
(1) アクセス制御機能の導入	34
6.1.3 権限の管理	35
(1) 権限の管理	35
6.1.4 ログの取得・管理	35
(1) ログの取得・管理	35
6.1.5 暗号・電子署名	35
(1) 暗号化機能・電子署名機能の導入.....	35
(2) 暗号化・電子署名に係る管理.....	36
6.2 情報セキュリティの脅威への対策.....	37
6.2.1 ソフトウェアに関する脆弱性対策	37
(1) ソフトウェアに関する脆弱性対策の実施.....	37
6.2.2 不正プログラム対策.....	37
(1) 不正プログラム対策の実施.....	37
6.2.3 サービス不能攻撃対策	37
(1) サービス不能攻撃対策の実施.....	38
6.2.4 標的型攻撃対策	38
(1) 標的型攻撃対策の実施.....	38
6.3 アプリケーション・コンテンツの作成・提供	39
6.3.1 アプリケーション・コンテンツの作成時の対策	39
(1) アプリケーション・コンテンツの作成に係る規定の整備	39
(2) アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定	39
6.3.2 アプリケーション・コンテンツ提供時の対策.....	39
(1) 政府ドメイン名の使用.....	39
(2) 不正なウェブサイトへの誘導防止.....	40
(3) アプリケーション・コンテンツの告知	40
第7部 情報システムの構成要素.....	41
7.1 端末・サーバ装置等	41
7.1.1 端末	41
(1) 端末の導入時の対策	41
(2) 端末の運用時の対策	41
(3) 端末の運用終了時の対策	41

(4) 環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）の導入及び利用時の対策	41
(5) 環境省支給以外の端末の導入及び利用時の対策	42
7.1.2 サーバ装置	43
(1) サーバ装置の導入時の対策	43
(2) サーバ装置の運用時の対策	43
(3) サーバ装置の運用終了時の対策	43
7.1.3 複合機・特定用途機器	44
(1) 複合機	44
(2) 特定用途機器	44
7.2 電子メール・ウェブ等	45
7.2.1 電子メール	45
(1) 電子メールの導入時の対策	45
7.2.2 ウェブ	45
(1) ウェブサーバの導入・運用時の対策	45
(2) ウェブアプリケーションの開発時・運用時の対策	45
7.2.3 ドメインネームシステム（DNS）	46
(1) DNS の導入時の対策	46
(2) DNS の運用時の対策	46
7.2.4 データベース	46
(1) データベースの導入・運用時の対策	46
7.3 通信回線	47
7.3.1 通信回線	47
(1) 通信回線の導入時の対策	47
(2) 通信回線の運用時の対策	48
(3) 通信回線の運用終了時の対策	48
(4) 無線 LAN 環境導入時の対策	48
7.3.2 IPv6 通信回線	49
(1) IPv6 通信を行う情報システムに係る対策	49
(2) 意図しない IPv6 通信の抑止・監視	49
第 8 部 情報システムの利用	50
8.1 情報システムの利用	50
8.1.1 情報システムの利用	50
(1) 情報システムの利用に係る規定の整備	50
(2) 情報システム利用者の規定の遵守を支援するための対策	50
(3) 情報システムの利用時の基本的対策	50
(4) 電子メール・ウェブの利用時の対策	51
(5) 識別コード・主体認証情報の取扱い	52
(6) 暗号・電子署名の利用時の対策	52

(7) 不正プログラム感染防止	52
(8) Web 会議サービスの利用時の対策	52
8.1.2 ソーシャルメディアサービスによる情報発信	52
(1) ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の対策	52
8.1.3 テレワーク	53
(1) 実施規定の整備	53
(2) 実施環境における対策	53
(3) 実施時における対策	53
A.1 情報セキュリティポリシー別添資料	1
A.1.1 組織・体制図	1
A.1.2 取扱制限の例	2
A.1.3 情報セキュリティ対策に関連する政府決定等	4
A.1.4 情報セキュリティ対策に関連する法律	7
A.1.5 用語解説	8

第1部 総則

1.1 情報セキュリティの基本方針

(1) 情報セキュリティの基本方針

「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、環境省における継続的かつ安定的な行政事務の実施を確保するとともに、国民の安全、安心及び信頼の下に電子政府を構築するため、環境省の情報資産について、我が国の電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するよう適切な情報セキュリティ対策を実施することが必要不可欠である。情報セキュリティの基本は、環境省で取り扱う情報の重要度に応じた「機密性」・「完全性」・「可用性」を確保することであり、環境省が自らの責任において情報セキュリティ対策を講じていくことが原則である。このため、環境省においては、情報セキュリティ対策の包括的な規程として、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定し、環境省の情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保に最大限取り組むこととする。

また、環境省が所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する法人をいう。以下同じ。）及び指定法人（第 13 条に規定する指定法人をいう。以下同じ。）等においても、統一規範に基づく統一的な枠組みによる情報セキュリティの全体的な引上げが求められていることから、環境省及び所管法人等におけるサイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティの強化・拡充を図るものとする。

(2) ポリシーの適用対象

- (a) ポリシーにおいて適用対象とする者は、全ての行政事務従事者とする。
- (b) ポリシーにおいて適用対象とする情報は、以下の情報とする。
 - (ア) 行政事務従事者が職務上使用することを目的として環境省が調達し、又は開発した情報処理若しくは通信の用に供するシステム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）
 - (イ) その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、行政事務従事者が職務上取り扱う情報
 - (ウ) (ア)及び(イ)のほか、環境省が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報
- (c) ポリシーにおいて適用対象とする情報システムは、ポリシーの適用対象となる情報を取り扱う全ての情報システムとする。

(3) ポリシーの改定

情報セキュリティ水準を適切に維持していくためには、状況の変化を的確にとらえ、それに応じて情報セキュリティ対策の見直しを図ることが重要である。

このため、情報技術の進歩に応じて、ポリシーを定期的に点検し、必要に応じ規定内容の追加・修正等の改定を行う。

(4) 法令等の遵守

情報及び情報システムの取扱いに関しては、ポリシーのほか法令及び基準等（以下「関連法令等」という。）を遵守しなければならない。なお、これらの関連法令等は情報セキュリティ対策にかかわらず当然に遵守すべきものであるため、ポリシーでは、あえて関連法令等の遵守について明記していない。また、情報セキュリティを巡る状況に応じて策定される政府決定等についても同様に遵守すること。

(5) 対策項目の記載事項

ポリシーでは、環境省が行うべき対策について、目的別に部、節及び款の3階層にて対策項目を分類し、各款に対して遵守事項を示している。遵守事項は、ポリシーにおいて必ず実施すべき対策事項である。

(6) 情報セキュリティ対策マニュアル

ポリシーの具体的な実施手順及びポリシーの遵守事項を満たすための対策事項等について、情報セキュリティ対策マニュアルに定めなければならない。

1.2 情報の格付の区分・取扱制限

(1) 情報の格付の区分

情報について、機密性、完全性及び可用性の3つの観点を区別し、ポリシーの遵守事項で用いる格付の区分の定義を示す。

なお、環境省において格付の定義を変更又は追加する場合には、その定義に従って区分された情報が、ポリシーの遵守事項で定めるセキュリティ水準と同等以上の水準で取り扱われるようにしなければならない。また、他機関等へ情報を提供する場合は、環境省のポリシーにおける格付区分と統一基準における格付区分の対応について、適切に伝達する必要がある。

機密性についての格付の定義

格付の区分	分類の基準
機密性3情報	行政事務で取り扱う情報のうち、環境省行政文書管理規則に定める秘密文書としての取扱いを要する情報
機密性2情報	行政事務で取り扱う情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であつて、「機密性3情報」以外の情報
機密性1情報	行政事務で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報

なお、機密性2情報及び機密性3情報を「要機密情報」という。

完全性についての格付の定義

格付の区分	分類の基準
完全性2情報	行政事務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の適切な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報
完全性1情報	完全性2情報以外の情報（書面を除く。）

なお、完全性2情報を「要保全情報」という。

可用性についての格付の定義

格付の区分	分類の基準
可用性 2 情報	行政事務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報
可用性 1 情報	可用性 2 情報以外の情報（書面を除く。）

なお、可用性 2 情報を「要安定情報」という。

また、その情報が要機密情報、要保全情報及び要安定情報に一つでも該当する場合は「要保護情報」という。

(2) 情報の取扱制限

「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配布禁止、暗号化必須、読後廃棄その他の情報の適正な取扱いを行政事務従事者に確実に行わせるための手段をいう。

行政事務従事者は、格付に応じた情報の取扱いを適切に行う必要があるが、その際に、格付に応じた具体的な取扱い方を示す方法として取扱制限を用いる。取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の 3 つの観点から、取扱制限に関する基本的な定義を定める必要がある。

1.3 用語定義

【あ】

- 「アプリケーション・コンテンツ」とは、アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。
- 「暗号化消去」とは、情報を電磁的記録媒体に暗号化して記録しておき、情報の抹消が必要になった際に情報の復号に用いる鍵を抹消することで情報の復号を不可能にし、情報を利用不能にする論理的削除方法をいう。暗号化消去に用いられる暗号化機能の例としては、ソフトウェアによる暗号化（Windows の BitLocker 等）、ハードウェアによる暗号化（自己暗号化ドライブ（Self-Encrypting Drive）等）などがある。
- 「Web(ウェブ)会議サービス」とは、専用のアプリケーションやウェブブラウザを利用し、映像または音声を用いて会議参加者が対面せずに会議を行える外部サービスをいう。なお、特定用途機器どうしで通信を行うもの（テレビ会議システム等）は含まれない。

【か】

- 「外部サービス」とは、環境省外の者が一般向けに情報システムの一部又は全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において環境省の情報が取り扱われる場合に限る。
- 「外部サービス管理者」とは、外部サービスの利用における利用申請の許可権限者から利用承認時に指名された当該外部サービスに係る管理を行う者をいう。
- 「外部サービス提供者」とは、外部サービスを提供する事業者をいう。外部サービスを利用して環境省に向けて独自のサービスを提供する事業者は含まれない。
- 「外部サービス利用者」とは、外部サービスを利用する環境省の行政事務従事者又は業務委託した委託先において外部サービスを利用する場合の委託先の従業員をいう。
- 「環境省外通信回線」とは、通信回線のうち、環境省内通信回線以外のものをいう。
- 「環境省^{シーサート}CSIRT」とは、環境省において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、環境省に設置された体制をいう。なお、CSIRT は Computer Security Incident Response Team の略。
- 「環境省内通信回線」とは、環境省が管理するサーバ装置又は端末の間の通信の用に供する通信回線であって、環境省の管理下でないサーバ装置又は端末が論理的に接続されていないものをいう。環境省内通信回線には、専用線や VPN 等物理的な回線を環境省が管理していないものも含まれる。
- 「機器等」とは、情報システムの構成要素（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。
- 「基盤となる情報システム」とは、他の機関等と共通的に使用する情報システム（一つの機関等でハードウェアからアプリケーションまで管理・運用している情報システムを除く。）をいう。
- 「行政事務従事者」とは、環境省において行政事務に従事している国家公務員その他の

環境省の指揮命令に服している者であって、環境省の管理対象である情報及び情報システムを取り扱う者をいう。行政事務従事者には、個々の勤務条件にもよるが、例えば、派遣労働者、一定期間（目安として3か月）以上受け入れる研修生等も含まれている。

- 「業務委託」とは、環境省の業務の一部又は全部について、契約をもって外部の者に実施させることをいう。「委任」「準委任」「請負」といった契約形態を問わず、全て含むものとする。ただし、当該業務において環境省の情報を取り扱わせる場合に限る。
- 「記録媒体」とは、情報が記録され、又は記載される有体物をいう。記録媒体には、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面」という。）と、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）がある。また、電磁的記録媒体には、サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の外部電磁的記録媒体がある。
- 「クラウドサービス」とは、事業者によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものをいう。

【さ】

- 「サーバ装置」とは、情報システムの構成要素である機器のうち、通信回線等を經由して接続してきた端末等に対して、自らが保持しているサービスを提供するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。）をいい、特に断りが無い限り、環境省が調達又は開発するものをいう。
- 「^{サイマット}CYMAT」とは、サイバー攻撃等により政府機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに設置される体制をいう。Cyber Incident Mobile Assistance Team（情報セキュリティ緊急支援チーム）の略。
- 「実施手順」とは、ポリシーに定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するため、あらかじめ定める必要のある具体的な手順をいう。
- 「情報」とは、「1.1(2) ポリシーの適用対象」の(b)に定めるものをいう。
- 「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、環境省が調達又は開発するもの（管理を外部委託している情報システムを含む。）をいう。
- 「情報セキュリティインシデント」とは、JIS Q 27000:2019における情報セキュリティインシデントをいう。
- 「情報セキュリティ対策推進体制」とは、環境省の情報セキュリティ対策の推進に係る事務を遂行するため、環境省に設置された体制をいう。

- 「情報セキュリティ対策マニュアル」とは、ポリシーに定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するため、あらかじめ定める必要のある具体的な手順を定めた文書をいう。
- 「情報セキュリティポリシー」とは、環境省における情報及び情報システムの情報セキュリティを確保するための情報セキュリティ対策の基準をいう。
- 「情報の抹消」とは、電磁的記録媒体に記録された全ての情報を利用不能かつ復元が困難な状態にすることをいう。情報の抹消には、情報自体を消去することのほか、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）によって安全性が確認された暗号アルゴリズムを用いた暗号化消去や、情報を記録している記録媒体を物理的に破壊すること等も含まれる。削除の取消しや復元ツールで復元できる状態は、復元が困難な状態とはいえず、情報の抹消には該当しない。
- 「政府ドメイン名」とは、.go.jp で終わるドメイン名のことをいう。日本国の政府機関、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く。）が登録（取得）することができる。

【た】

- 「端末」とは、情報システムの構成要素である機器のうち、行政事務従事者が情報処理を行うために直接操作するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。）をいい、特に断りがない限り、環境省が調達又は開発するものをいう。端末には、モバイル端末も含まれる。特に断りを入れた例としては、環境省が調達又は開発するもの以外を指す「環境省支給以外の端末」がある。また、環境省が調達又は開発した端末と環境省支給以外の端末の双方を合わせて「端末（支給外端末を含む）」という。
- 「通信回線」とは、複数の情報システム又は機器等（環境省が調達等を行うもの以外のものを含む。）の間で所定の方式に従って情報を送受信するための仕組みをいい、特に断りのない限り、環境省の情報システムにおいて利用される通信回線を総称したものをいう。通信回線には、環境省が直接管理していないものも含まれ、その種類（有線又は無線、物理回線又は仮想回線等）は問わない。
- 「通信回線装置」とは、通信回線間又は通信回線と情報システムの接続のために設置され、回線上を送受信される情報の制御等を行うための装置をいう。通信回線装置には、いわゆるハブやスイッチ、ルータ等のほか、ファイアウォール等も含まれる。
- 「データベース」とは、ポリシー等においては、データベース管理システムとそれによりアクセスされるデータファイルから構成され、体系的に構成されたデータを管理し、容易に検索・抽出等が可能な機能を持つものであって、要保護情報を保管するサーバ装置をいう。
- 「テレワーク」とは、情報通信技術（ICT＝Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいう。テレワークの形態は、業務を行う場所に応じて、自宅で業務を行う在宅勤務、主たる勤務官署以外に設けられた執務環境で業務を行うサテライトオフィス勤務、モバイル端末等を活用して移動中や出先で業務を行うモバイル勤務に分類される。
- 「統一基準」とは、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年

度版) (令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」を示す。

- 「統一基準群」とは、サイバーセキュリティ戦略本部にて決定された「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための運用に関する指針」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、及び内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) にて決定された「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」の総称をいう。
- 「特定用途機器」とは、テレビ会議システム、IP 電話システム、ネットワークカメラシステム、入退管理システム、施設管理システム、環境モニタリングシステム等の特定の用途に使用される情報システム特有の構成要素であって、通信回線に接続されている、又は内蔵電磁的記録媒体を備えているものをいう。

【は】

- 「秘密文書」とは、行政文書の管理に関するガイドライン (平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「文書管理ガイドライン」という。) に準拠し策定された環境省行政文書管理規則において、特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。) であり、「極秘文書」と「秘文書」に区分される。
- 「不正プログラム」とは、コンピュータウイルス、ワーム (他のプログラムに寄生せず単体で自己増殖するプログラム)、スパイウェア (プログラムの使用者の意図に反して様々な情報を収集するプログラム) 等の、情報システムを利用する者が意図しない結果を当該情報システムにもたらすプログラムの総称をいう。
- 「ポリシー等」とは、ポリシー及び情報セキュリティ対策マニュアルを総称したものをいう。

【ま】

- 「抹消」→「情報の抹消」を参照。
- 「明示等」とは、情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付について共通の認識となるようにする措置をいう。明示等には、情報ごとに格付を記載することによる明示のほか、当該情報の格付に係る認識が共通となるその他の措置も含まれる。その他の措置の例としては、特定の情報システムに記録される情報について、その格付を情報システムの規程等に明記するとともに、当該情報システムを利用する全ての者に周知すること等が挙げられる。
- 「モバイル端末」とは、端末のうち、業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的としたものをいい、端末の形態は問わない。

【や】

- 「要管理対策区域」とは、環境省の管理下にある区域 (環境省が外部の組織から借用している施設等における区域を含む。) であって、取り扱う情報を保護するために、施設及び執務環境に係る対策が必要な区域をいう。

第2部 情報セキュリティ対策の基本的枠組み

2.1 導入・計画

2.1.1 組織・体制の整備

遵守事項

- (1) 最高情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ副責任者の設置
 - (a) 環境省は、環境省における情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ責任者1人を置くこと。
 - (b) 環境省は、最高情報セキュリティ責任者を助けて環境省における情報セキュリティに関する事務を整理し、最高情報セキュリティ責任者の命を受けて環境省の情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ副責任者1人を必要に応じて置くこと。
- (2) 情報セキュリティ委員会の設置
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、ポリシーなどの審議を行う機能を持つ組織として、情報セキュリティ対策推進体制及びその他行政事務を実施する部局の代表者を構成員とする情報セキュリティ委員会を置くこと。
- (3) 情報セキュリティ監査責任者の設置
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、その指示に基づき実施する監査に関する事務を統括する者として、情報セキュリティ監査責任者1人を置くこと。
- (4) 統括情報セキュリティ責任者・情報セキュリティ責任者等の設置
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、業務の特性等から同質の情報セキュリティ対策の運用が可能な組織のまとまりごとに、情報セキュリティ対策に関する事務を統括する者として、情報セキュリティ責任者1人を置くこと。また、情報セキュリティ責任者を統括し、最高情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ副責任者を補佐する者として、統括情報セキュリティ責任者1人を選任すること。
 - (b) 情報セキュリティ責任者は、3.2.1(2)(a)で定める区域ごとに、当該区域における情報セキュリティ対策の事務を統括する区域情報セキュリティ責任者1人を置くこと。
 - (c) 情報セキュリティ責任者は、課室ごとに情報セキュリティ対策に関する事務を統括する課室情報セキュリティ責任者1人を置くこと。
 - (d) 情報セキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務の責任者として、情報システムセキュリティ責任者を、当該情報システムの企画に着手するまでに選任すること。
 - (e) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの管理業務において

必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置くこと。

情報システムセキュリティ管理者は、情報システムセキュリティ責任者が定めた手順や判断された事項に従い、所管する情報システムのセキュリティ対策を実施する。

- (5) 最高情報セキュリティアドバイザーの設置
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を最高情報セキュリティアドバイザーとして置き、自らへの助言を含む最高情報セキュリティアドバイザーの業務内容を定めること。
- (6) 情報セキュリティ対策推進体制の整備
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、環境省の情報セキュリティ対策推進体制を整備し、その役割を規定すること。
 - (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策推進体制の責任者を定めること。
- (7) 情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、CSIRTを整備し、その役割を明確化すること。
 - (b) 最高情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者のうちからCSIRTに属する職員として専門的な知識又は適性を有すると認められる者を選任すること。そのうち、環境省における情報セキュリティインシデントに対処するための責任者としてCSIRT責任者を置くこと。また、CSIRT内の業務統括及び外部との連携等を行う職員を定めること。
 - (c) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備すること。
 - (d) 最高情報セキュリティ責任者は、CYMATに属する職員を指名すること。
- (8) 兼務を禁止する役割
 - (a) 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しないこと。
 - (ア) 承認又は許可（以下本条において「承認等」という。）の申請者と当該承認等を行う者（以下本条において「承認権限者等」という。）
 - (イ) 監査を受ける者とその監査を実施する者
 - (b) 行政事務従事者は、承認等を申請する場合において、自らが承認権限者等であるときその他承認権限者等が承認等の可否の判断をすることが不適切と認められるときは、当該承認権限者等の上司又は適切な者に承認等を申請し、承認等を得ること。

2.1.2 ポリシー・対策推進計画の策定

遵守事項

(1) ポリシーの策定

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会における審議を経て、統一基準に準拠したポリシーを定めること。また、ポリシーは、環境省の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムに関するリスク評価の結果を踏まえた上で定めること。

(2) 対策推進計画の策定

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会における審議を経て、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画(以下「対策推進計画」という。)を定めること。また、対策推進計画には、環境省の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムに関するリスク評価の結果を踏まえた全体方針並びに以下に掲げる取組の方針・重点及びその実施時期を含めること。
 - (ア) 情報セキュリティに関する教育
 - (イ) 情報セキュリティ対策の自己点検
 - (ウ) 情報セキュリティ監査
 - (エ) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組
 - (オ) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策に関する重要な取組

2.2 運用

2.2.1 情報セキュリティ関係規程の運用

遵守事項

(1) 情報セキュリティ対策の運用

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、環境省における情報セキュリティ対策に関する実施手順を整備（ポリシーで整備すべき者を別に定める場合を除く。）し、実施手順に関する事務を統括し、整備状況について最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動時等に関する管理の規定を整備すること。
- (c) 情報セキュリティ対策推進体制は、最高情報セキュリティ責任者が規定した当該体制の役割に応じて必要な事務を遂行すること。
- (d) 情報セキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者からポリシー等に係る課題及び問題点の報告を受けた場合は、統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (e) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程に係る課題及び問題点を含む運用状況を適時に把握し、必要に応じて最高情報セキュリティ責任者にその内容を報告すること。

(2) 違反への対処

- (a) 行政事務従事者は、ポリシー等への重大な違反を知った場合は、情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (b) 情報セキュリティ責任者は、ポリシー等への重大な違反の報告を受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報セキュリティの維持に必要な措置を講じさせるとともに、統括情報セキュリティ責任者を通じて、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。

2.2.2 例外措置

遵守事項

(1) 例外措置手続の整備

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、例外措置の適用の申請を審査する者（以下本款において「許可権限者」という。）及び審査手続を定めること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、例外措置の適用審査記録の台帳を整備すること。

(2) 例外措置の運用

- (a) 行政事務従事者は、定められた審査手続に従い、許可権限者である統括情報セキュリティ責任者に規定の例外措置の適用を申請すること。ただし、行政事務の遂行に緊急を要し、当該規定の趣旨を充分尊重した扱いを取ることができる場合であって、ポリシー等の規定とは異なる代替の方法を直ちに採用すること又は規定されている方法を実施しないことが不可避のときは、事後速やかに届け出ること。なお、申請にあたっては、例外措置が必要な事項の申請者(区域情報セキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会事務局)を経由して行うこと。
- (b) 許可権限者である統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。
- (c) 許可権限者である統括情報セキュリティ責任者は、例外措置の申請状況を台帳に記録すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、例外措置の申請状況を踏まえたポリシー等の追加又は見直しの検討を行い、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。

2.2.3 教育

遵守事項

(1) 教育体制等の整備・教育実施計画の策定

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策に係る教育について、対策推進計画に基づき教育実施計画を策定し、その実施体制を整備すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ行政事務従事者に対して新たに教育すべき事項が明らかになった場合は、教育実施計画を見直すこと。

(2) 教育の実施

- (a) 課室情報セキュリティ責任者は、教育実施計画に基づき、行政事務従事者に対して、ポリシー等に係る教育を適切に受講させること。
- (b) 行政事務従事者は、教育実施計画に従って、適切な時期に教育を受講すること。
- (c) 課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策推進体制及び環境省 CSIRT に属する職員に教育を適切に受講させること。また、課室情報セキュリティ責任者は、CYMAT に属する職員にも教育を適切に受講させること。
- (d) 課室情報セキュリティ責任者は、教育の実施状況を記録し、情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (e) 統括情報セキュリティ責任者は、教育の実施状況を分析、評価し、最高情報セキュリティ責任者に情報セキュリティ対策に関する教育の実施状況について報告すること。

2.2.4 情報セキュリティインシデントへの対処

遵守事項

- (1) 情報セキュリティインシデントに備えた事前準備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した際の報告窓口を含む環境省関係者への報告手順を整備し、報告が必要な具体例を含め、行政事務従事者に周知すること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した際の環境省外との情報共有を含む対処手順を整備すること。
 - (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントに備え、行政事務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備すること。
 - (d) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントへの対処の訓練の必要性を検討し、行政事務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、その訓練の内容及び体制を整備すること。
 - (e) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントについて環境省外の者から報告を受けるための窓口を整備し、その窓口への連絡手段を環境省外の者に明示すること。
 - (f) 統括情報セキュリティ責任者は、対処手順が適切に機能することを訓練等により確認すること。

- (2) 情報セキュリティインシデントへの対処
 - (a) 行政事務従事者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合には、環境省の報告窓口である環境省 CSIRT(環境情報室)に報告し、指示に従うこと。
 - (b) 環境省 CSIRT は、報告された情報セキュリティインシデントの可能性について状況を確認し、情報セキュリティインシデントであるかの評価を行うこと。
 - (c) CSIRT 責任者は、情報セキュリティインシデントであると評価した場合、最高情報セキュリティ責任者に速やかに報告すること。
 - (d) 環境省 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関係する情報セキュリティ責任者に対し、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示又は勧告を行うこと。
 - (e) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムについて情報セキュリティインシデントを認知した場合には、環境省で定められた対処手順又は環境省 CSIRT の指示若しくは勧告に従って、適切に対処すること。
 - (f) 情報システムセキュリティ責任者は、認知した情報セキュリティインシデントが基盤となる情報システムに関するものであり、当該基盤となる情報システムの情報セキュリティ対策に係る運用管理規程等が定められている場合には、当該運用管理規程等に従い、適切に対処すること。

- (g) 環境省 CSIRT は、環境省の情報システムにおいて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに連絡すること。
 - (h) 環境省 CSIRT は、認知した情報セキュリティインシデントがサイバー攻撃又はそのおそれのあるものである場合には、当該情報セキュリティインシデントの内容に応じ、警察への通報・連絡等を行うこと。
 - (i) 環境省 CSIRT は、認知した情報セキュリティインシデント又は独立行政法人及び指定法人から連絡を受けた情報セキュリティインシデントが、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのある大規模サイバー攻撃事態又はその可能性がある事態である場合には、「大規模サイバー攻撃事態等への初動対処について（平成 22 年 3 月 19 日内閣危機管理監決裁）」に基づく報告連絡を行うこと。
 - (j) 環境省 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関する対処状況を把握し、必要に応じて対処全般に関する指示、勧告又は助言を行うこと。
 - (k) 環境省 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関する対処の内容を記録すること。
 - (l) 環境省 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関して、関係機関と情報共有を行うこと。
 - (m) 環境省 CSIRT は、CYMAT の支援を受ける場合には、支援を受けるに当たって必要な情報提供を行うこと。
- (3) 情報セキュリティインシデントの再発防止・教訓の共有
- (a) 情報セキュリティ責任者は、環境省 CSIRT から応急措置の実施及び復旧に係る指示又は勧告を受けた場合は、当該指示又は勧告を踏まえ、情報セキュリティインシデントの原因を調査するとともに再発防止策を検討し、それを報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
 - (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者から情報セキュリティインシデントについての報告を受けた場合には、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示すること。
 - (c) CSIRT 責任者は、情報セキュリティインシデント対処の結果から得られた教訓を、統括情報セキュリティ責任者、関係する情報セキュリティ責任者等に共有すること。

2.3 点検

2.3.1 情報セキュリティ対策の自己点検

遵守事項

- (1) 自己点検計画の策定・手順の準備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づき年度自己点検計画を策定すること。
 - (b) 大臣官房の情報セキュリティ責任者である環境情報室長は、年度自己点検計画に基づき、環境省における行政事務従事者ごとの自己点検票及び自己点検の実施手順を整備すること。
 - (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、行政事務従事者に対して新たに点検すべき事項が明らかになった場合は、年度自己点検計画を見直すこと。
- (2) 自己点検の実施
 - (a) 情報セキュリティ責任者は、年度自己点検計画に基づき、行政事務従事者に自己点検の実施を指示すること。
 - (b) 行政事務従事者は、情報セキュリティ責任者から指示された自己点検票及び自己点検の手順を用いて自己点検を実施すること。
- (3) 自己点検結果の評価・改善
 - (a) 情報セキュリティ責任者は、自己点検結果について、自らが担当する組織のまとまり特有の課題の有無を確認するなどの観点から自己点検結果を分析、評価すること。また、評価結果を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、環境省に共通の課題の有無を確認するなどの観点から自己点検結果を分析、評価すること。また、評価結果を最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
 - (c) 最高情報セキュリティ責任者は、自己点検結果を全体として評価し、自己点検の結果により明らかになった問題点について、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に改善を指示し、改善結果の報告を受けること。

2.3.2 情報セキュリティ監査

遵守事項

- (1) 監査実施計画の策定
 - (a) 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画に基づき監査実施計画を定めること。

- (b) 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、対策推進計画で計画された以外の監査の実施が必要な場合には、追加の監査実施計画を定めること。

(2) 監査の実施

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、監査実施計画に基づき、以下の事項を含む監査の実施を監査実施者に指示し、結果を監査報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
 - (ア) ポリシーに統一基準を満たすための適切な事項が定められていること
 - (イ) 実施手順がポリシーに準拠していること
 - (ウ) 被監査部門における実際の運用がポリシー等に準拠していること

(3) 監査結果に応じた対処

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、指摘事項に対する改善計画の策定等を統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に指示すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者からの改善の指示のうち、環境省内で横断的に改善が必要な事項について、必要な措置を行った上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者からの改善の指示のうち、自らが担当する組織のまとまりに特有な改善が必要な事項について、必要な措置を行った上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を最高情報セキュリティ責任者に報告すること。

2.4 見直し

2.4.1 情報セキュリティ対策の見直し

遵守事項

- (1) ポリシー等の見直し
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、情報セキュリティ委員会の審議を経て、ポリシーについて必要な見直しを行うこと。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を踏まえて情報セキュリティ対策マニュアル等を見直し、又は整備した者に対して規定の見直しを指示し、見直し結果について最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (2) 対策推進計画の見直し
 - (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用及び点検・監査等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、情報セキュリティ委員会の審議を経て、対策推進計画について定期的な見直しを行うこと。

第3部 情報の取扱い

3.1 情報の取扱い

3.1.1 情報の取扱い

遵守事項

- (1) 情報の取扱いに係る規定の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む情報の取扱いに関する規定を整備し、行政事務従事者へ周知すること。
 - (ア) 情報の格付及び取扱制限についての定義
 - (イ) 情報の格付及び取扱制限の明示等についての手続
 - (ウ) 情報の格付及び取扱制限の継承、見直しに関する手続
- (2) 情報の目的外での利用等の禁止
 - (a) 行政事務従事者は、自らが担当している行政事務の遂行のために必要な範囲に限って、情報を利用等すること。
- (3) 情報の格付及び取扱制限の決定・明示等
 - (a) 行政事務従事者は、情報の作成時及び環境省外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に、格付及び取扱制限の定義に基づき格付及び取扱制限を決定し、明示等すること。
 - (b) 行政事務従事者は、情報を作成又は複製する際に、参照した情報又は入手した情報に既に格付及び取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係る格付及び取扱制限を継承すること。
 - (c) 行政事務従事者は、修正、追加、削除その他の理由により、情報の格付及び取扱制限を見直す必要があると考える場合には、情報の格付及び取扱制限の決定者（決定を引き継いだ者を含む。）又は決定者の上司（以下本款において「決定者等」という。）に確認し、その結果に基づき見直すこと。
- (4) 情報の利用・保存
 - (a) 行政事務従事者は、利用する情報に明示等された格付及び取扱制限に従い、当該情報を適切に取り扱うこと。
 - (b) 行政事務従事者は、機密性3情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
 - (c) 行政事務従事者は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、必要な安全管理措置を講ずること。
 - (d) 行政事務従事者は、保存する情報にアクセス制限を設定するなど、情報の格付及び取扱制限に従って情報を適切に管理すること。

(e) 行政事務従事者は、USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を用いて情報を取り扱う際、定められた利用手順に従うこと。

(5) 情報の提供・公表

(a) 行政事務従事者は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付されるものであることを確認すること。

(b) 行政事務従事者は、閲覧制限の範囲外の者に情報を提供する必要がある場合は、当該格付及び取扱制限の決定者等に相談し、その決定に従うこと。また、提供先において、当該情報に付された格付及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるよう、取扱い上の留意事項を確実に伝達するなどの措置を講ずること。

(c) 行政事務従事者は、電磁的記録を提供又は公表する場合には、当該電磁的記録等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。

(6) 情報の運搬・送信

(a) 行政事務従事者は、要保護情報が記録又は記載された記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す場合には、安全確保に留意して運搬方法を決定し、情報の格付及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。ただし、他機関等の要管理対策区域であって、統括情報セキュリティ責任者があらかじめ定めた区域のみに持ち出す場合は、当該区域を要管理対策区域とみなすことができる。

(b) 行政事務従事者は、要保護情報である電磁的記録を電子メール等で送信する場合には、安全確保に留意して送信の手段を決定し、情報の格付及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。

(7) 情報の消去

(a) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された情報が職務上不要となった場合は、速やかに情報を消去すること。

(b) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、当該記録媒体内に情報が残留した状態とならないよう、全ての情報を復元できないように抹消すること。

(c) 行政事務従事者は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること。

(8) 情報のバックアップ

(a) 行政事務従事者は、情報の格付に応じて、適切な方法で情報のバックアップを実施すること。

(b) 行政事務従事者は、取得した情報のバックアップについて、格付及び取扱制限に従って保存場所、保存方法、保存期間等を定め、適切に管理すること。

(c) 行政事務従事者は、保存期間を過ぎた情報のバックアップについては、本項(7)の規定に従い、適切な方法で消去、抹消又は廃棄すること。

3.2 情報を取り扱う区域の管理

3.2.1 情報を取り扱う区域の管理

遵守事項

- (1) 要管理対策区域における対策の基準の決定
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域の範囲を定めること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域の特性に応じて、以下の観点を含む対策の基準を定めること。
 - (ア) 許可されていない者が容易に立ち入ることができないようにするための、施設可能な扉、間仕切り等の施設の整備、設備の設置等の物理的な対策。
 - (イ) 許可されていない者の立入りを制限するため及び立入りを許可された者による立入り時の不正な行為を防止するための入退管理対策。
- (2) 区域ごとの対策の決定
 - (a) 情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者が定めた対策の基準を踏まえ、施設及び執務環境に係る対策を行う単位ごとの区域を定めること。
 - (b) 区域情報セキュリティ責任者は、管理する区域について、統括情報セキュリティ責任者が定めた対策の基準と、周辺環境や当該区域で行う行政事務の内容、取り扱う情報等を勘案し、当該区域において実施する対策を決定すること。
- (3) 要管理対策区域における対策の実施
 - (a) 区域情報セキュリティ責任者は、管理する区域に対して定めた対策を実施すること。行政事務従事者が実施すべき対策については、行政事務従事者が認識できる措置を講ずること。
 - (b) 区域情報セキュリティ責任者は、災害から要安定情報を取り扱う情報システムを保護するために物理的な対策を講ずること。
 - (c) 行政事務従事者は、利用する区域について区域情報セキュリティ責任者が定めた対策に従って利用すること。また、行政事務従事者が環境省外の者を立ち入らせる際には、当該環境省外の者にも当該区域で定められた対策に従って利用させること。

第4部 外部委託

4.1 業務委託

4.1.1 業務委託

遵守事項

(1) 業務委託に係る規定の整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、業務委託に係る以下の内容を含む規定を整備すること。
 - (ア) 委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（以下本款において「委託判断基準」という。）
 - (イ) 委託先の選定基準

(2) 業務委託に係る契約

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託判断基準に従って業務委託を実施すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、業務委託を実施する際には、選定基準及び選定手続に従って委託先を選定すること。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定条件とし、仕様内容にも含めること。
 - (ア) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
 - (イ) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - (ウ) 委託事業の実施に当たり、委託先企業若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、環境省の意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - (エ) 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - (オ) 情報セキュリティインシデントの対処方法
 - (カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - (キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を仕様を含めること。
 - (ア) 情報セキュリティ監査の受入れ
 - (イ) サービスレベルの保証
- (d) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記(b)(c)の措置の実施を委託先

に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を環境省に提供し、環境省の承認を受けるよう、仕様内容に含めること。また、委託判断基準及び委託先の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断すること。

(3) 業務委託における対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を行政事務従事者より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

(4) 業務委託における情報の取扱い

- (a) 行政事務従事者は、委託先への情報の提供等において、以下の事項を遵守すること。
 - (ア) 委託先に要保護情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、あらかじめ定められた安全な受渡し方法により提供すること。
 - (イ) 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消させること。
 - (ウ) 委託業務において、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者に報告すること。

4.2 外部サービスの利用

4.2.1 要機密情報を取り扱う場合

遵守事項

(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス（要機密情報を取り扱う場合）の利用に関する規定を整備すること。
 - (ア) 外部サービスを利用可能な業務及び情報システムの範囲並びに情報の取扱いを許可する場所を判断する基準（以下 4.2 節において「外部サービス利用判断基準」という。）

- (イ) 外部サービス提供者の選定基準
- (ウ) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
- (エ) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理

(2) 外部サービスの選定（クラウドサービスの場合）

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定すること。また、業務に特有のリスクが存在する場合には、必要な情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限並びに外部サービスとの情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定すること。

(3) 外部サービスの選定（クラウドサービス以外の場合）

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定すること。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めること。
 - (ア) 外部サービスの利用を通じて環境省が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
 - (イ) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - (ウ) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、環境省の意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - (エ) 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービスの提供が行われる施設等の場所、外部サービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - (オ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - (カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - (キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、外部サービス提供者の選定条件に含めること。
 - (d) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて環境省が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を外部サービス提供者の選定条件に含めること。
 - (ア) 情報セキュリティ監査の受入れ
 - (イ) サービスレベルの保証
 - (e) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて環境省が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて環境省の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めること。
 - (f) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、外部サービス提供者の選定条件で求める内容を外部サービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を環境省に提供し、環境省の承認を受けるよう、外部サービス提供者の選定条件に含めること。また、外部サービス利用判断基準及び外部サービス提供者の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断すること。
 - (g) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定すること。また、外部サービスのセキュリティ要件としてセキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準を求めること。
 - (h) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、セキュリティ要件を定めること。
 - (i) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断すること。
- (4) 外部サービスの利用に係る調達・契約
- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サー

ビスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含めること。

- (5) 外部サービスの利用承認
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを利用する場合には、利用申請の許可権限者へ外部サービスの利用申請を行うこと。
 - (b) 利用申請の許可権限者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。
 - (c) 利用申請の許可権限者は、外部サービスの利用申請を承認した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名すること。

- (6) 外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含む外部サービスを利用して情報システムを構築する際のセキュリティ対策を規定すること。
 - (ア) 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
 - (イ) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (ウ) 開発時におけるセキュリティ対策
 - (エ) 設計・設定時の誤りの防止
 - (b) 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、構築時に実施状況を確認・記録すること。

- (7) 外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含む外部サービスを利用して情報システムを運用する際のセキュリティ対策を規定すること。
 - (ア) 外部サービス利用方針の規定
 - (イ) 外部サービス利用に必要な教育
 - (ウ) 取り扱う資産の管理
 - (エ) 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
 - (オ) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (カ) 外部サービス内の通信の制御
 - (キ) 設計・設定時の誤りの防止
 - (ク) 外部サービスを利用した情報システムの事業継続
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を整備すること。
 - (c) 外部サービス管理者は、前各項において定める規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録すること。

- (8) 外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含む外部サービスの利用を終了する際のセキュリティ対策を規定すること。
 - (ア) 外部サービスの利用終了時における対策
 - (イ) 外部サービスで取り扱った情報の廃棄
 - (ウ) 外部サービスの利用のために作成したアカウントの廃棄
 - (b) 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、外部サービスの利用終了時に実施状況を確認・記録すること。

4.2.2 要機密情報を取り扱わない場合

遵守事項

- (1) 外部サービスの利用に係る規定の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス（要機密情報を取り扱わない場合）の利用に関する規定を整備すること。
 - (ア) 外部サービスを利用可能な業務の範囲
 - (イ) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
 - (ウ) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理
 - (エ) 外部サービスの利用の運用手順
- (2) 外部サービスの利用における対策の実施
 - (a) 行政事務従事者は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で要機密情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請すること。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずること。
 - (b) 利用申請の許可権限者は、行政事務従事者による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。また、承認した外部サービスを記録すること。

第5部 情報システムのライフサイクル

5.1 情報システムに係る文書等の整備

5.1.1 情報システムに係る台帳等の整備

遵守事項

- (1) 情報システム台帳の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、全ての情報システムに対して、当該情報システムのセキュリティ要件に係る事項について、情報システム台帳に整備すること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを新規に構築し、又は更改する際には、当該情報システム台帳のセキュリティ要件に係る内容を記録又は記載し、当該内容について統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (2) 情報システム関連文書の整備
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、以下を網羅した情報システム関連文書を整備すること。
 - (ア) 情報システムを構成するサーバ装置及び端末関連情報
 - (イ) 情報システムを構成する通信回線及び通信回線装置関連情報
 - (ウ) 情報システム構成要素ごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順
 - (エ) 情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順

5.1.2 機器等の調達に係る規定の整備

遵守事項

- (1) 機器等の調達に係る規定の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、機器等の選定基準を整備すること。必要に応じて、選定基準の一つとして、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられない管理がなされ、その管理を環境省が確認できることを加えること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等の納入時の確認・検査手続を整備すること。

5.2 情報システムのライフサイクルの各段階における対策

5.2.1 情報システムの企画・要件定義

遵守事項

- (1) 実施体制の確保
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのライフサイクル全般にわたって情報セキュリティの維持が可能な体制の確保を、最高情報セキュリティ責任者に求めること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システムを整備し運用管理する府省庁が定める運用管理規程等に応じた体制の確保を、最高情報セキュリティ責任者に求めること。
 - (c) 最高情報セキュリティ責任者は、前二項で求められる体制の確保に際し、当該情報システムに係る業務を統括する責任者（部局長等）の協力を得ることが必要な場合は、当該情報システムに係る業務を統括する責任者に当該体制の全部又は一部の整備を求めること。
- (2) 情報システムのセキュリティ要件の策定
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを構築する目的、対象とする業務等の業務要件及び当該情報システムで取り扱われる情報の格付等に基づき、構築する情報システムをインターネットや、インターネットに接点を有する情報システム（外部サービスを含む。）から分離することの要否を判断した上で、以下の事項を含む情報システムのセキュリティ要件を策定すること。
 - (ア) 情報システムに組み込む主体認証、アクセス制御、権限管理、ログ管理、暗号化機能等のセキュリティ機能要件
 - (イ) 情報システム運用時の監視等の運用管理機能要件（監視するデータが暗号化されている場合は、必要に応じて復号すること）
 - (ウ) 情報システムに関連する脆弱性についての対策要件
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、インターネット回線と接続する情報システムを構築する場合は、接続するインターネット回線を定めた上で、標的型攻撃を始めとするインターネットからの様々なサイバー攻撃による情報の漏えい、改ざん等のリスクを低減するための多重防御のためのセキュリティ要件を策定すること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、機器等を調達する場合には、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、当該機器等に存在する情報セキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を策定すること。
 - (d) 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システム全体の情報セキュリティ水準

を低下させることのないように、基盤となる情報システムの情報セキュリティ対策に関する運用管理規程等に基づいたセキュリティ要件を適切に策定すること。

(3) 情報システムの構築を業務委託する場合の対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築を業務委託する場合は、以下の事項を含む委託先に実施させる事項を、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させること。

(ア) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

(イ) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

(ウ) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

(4) 情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させること。

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託先が実施する当該情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、速やかに報告させること。

5.2.2 情報システムの調達・構築

遵守事項

(1) 機器等の選定時の対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の選定における判断の一要素として活用すること。

(2) 情報システムの構築時の対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築において、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。

(3) 納品検査時の対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入時又は情報システムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認すること。

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際に、当該情報システムの開発事業者から運用保守事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容が含まれていることを確認すること。

5.2.3 情報システムの運用・保守

遵守事項

- (1) 情報システムの運用・保守時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守において、情報システムに実装されたセキュリティ機能を適切に運用すること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して構築された情報システムを運用する場合は、基盤となる情報システムを整備し運用管理する機関等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。

5.2.4 情報システムの更改・廃棄

遵守事項

- (1) 情報システムの更改・廃棄時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該情報システムに保存されている情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で、以下の措置を適切に講ずること。
 - (ア) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
 - (イ) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

5.2.5 情報システムについての対策の見直し

遵守事項

- (1) 情報システムについての対策の見直し
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講ずること。

5.3 情報システムの運用継続計画

5.3.1 情報システム運用継続計画の整備・統合的運用の確保

遵守事項

- (1) 情報システムの運用継続計画の整備・統合的運用の確保
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、環境省において非常時優先業務を支える情報システムの運用継続計画を整備する必要がある場合は、非常時における情報セキュリティに係る対策事項を検討すること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用継続計画の教育訓練や維持改善を行う際等に、非常時における情報セキュリティに係る対策事項が運用可能であるかを確認すること。

第6部 情報システムのセキュリティ要件

6.1 情報システムのセキュリティ機能

6.1.1 主体認証機能

遵守事項

(1) 主体認証機能の導入

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムや情報へのアクセス主体を特定し、それが正当な主体であることを検証する必要がある場合、主体の識別及び主体認証を行う機能を設けること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、国民・企業と環境省との間の申請、届出等のオンライン手続を提供する情報システムを構築する場合は、オンライン手続におけるリスクを評価した上で、主体認証に係る要件を策定すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う情報システムにおいて、主体認証情報の漏えい等による不正行為を防止するための措置及び不正な主体認証の試行に対抗するための措置を講ずること。

(2) 識別コード及び主体認証情報の管理

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにアクセスする全ての主体に対して、識別コード及び主体認証情報を適切に付与し、管理するための措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、主体が情報システムを利用する必要がなくなった場合は、当該主体の識別コード及び主体認証情報の不正な利用を防止するための措置を速やかに講ずること。

6.1.2 アクセス制御機能

遵守事項

(1) アクセス制御機能の導入

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの特性、情報システムが取り扱う情報の格付及び取扱制限等に従い、権限を有する者のみがアクセス制御の設定等を行うことができる機能を設けること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム及び情報へのアクセスを許可する主体が確実に制限されるように、アクセス制御機能を適切に運用すること。

6.1.3 権限の管理

遵守事項

- (1) 権限の管理
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、主体から対象に対するアクセスの権限を適切に設定するよう、措置を講ずること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び主体認証情報が、悪意ある第三者等によって窃取された際の被害を最小化するための措置及び、内部からの不正操作や誤操作を防止するための措置を講ずること。

6.1.4 ログの取得・管理

遵守事項

- (1) ログの取得・管理
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、情報システムが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なログを取得すること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、その特性に応じてログを取得する目的を設定した上で、ログを取得する対象の機器等、ログとして取得する情報項目、ログの保存期間、要保護情報の観点でのログ情報の取扱方法、及びログが取得できなくなった場合の対処方法等について定め、適切にログを管理すること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、取得したログを定期的に点検又は分析する機能を設け、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施すること。

6.1.5 暗号・電子署名

遵守事項

- (1) 暗号化機能・電子署名機能の導入
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムで取り扱う情報の漏えいや改ざん等を防ぐため、以下の措置を講ずること。
 - (ア) 要機密情報を取り扱う情報システムについては、暗号化を行う機能の必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、当該機能を設けること。
 - (イ) 要保全情報を取り扱う情報システムについては、電子署名の付与及び検証を行う機能を設ける必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、当該機能を設けること。

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」を参照した上で、情報システムで使用する暗号及び電子署名のアルゴリズム並びにそれを利用した安全なプロトコル及びその運用方法について、以下の事項を含めて定めること。
 - (ア) 行政事務従事者が暗号化及び電子署名に対して使用するアルゴリズム及びそれを利用した安全なプロトコルについて、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化及び電子署名のアルゴリズムが使用可能な場合には、それを使用させること。
 - (イ) 情報システムの新規構築又は更新に伴い、暗号化又は電子署名を導入する場合には、やむを得ない場合を除き、「電子政府推奨暗号リスト」に記載されたアルゴリズム及びそれを利用した安全なプロトコルを採用すること。
 - (ウ) 暗号化及び電子署名に使用するアルゴリズムが危殆化した場合又はそれを利用した安全なプロトコルに脆弱性が確認された場合を想定した緊急対応手順を定めること。
 - (エ) 暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、管理手順を定めること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、環境省における暗号化及び電子署名のアルゴリズム及び運用方法に、電子署名を行うに当たり、電子署名の目的に合致し、かつ適用可能な公的な公開鍵基盤が存在する場合はそれを使用するなど、目的に応じた適切な公開鍵基盤を使用するように定めること。

(2) 暗号化・電子署名に係る管理

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号及び電子署名を適切な状況で利用するため、以下の措置を講ずること。
 - (ア) 電子署名の付与を行う情報システムにおいて、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を、署名検証者へ安全な方法で提供すること。
 - (イ) 暗号化を行う情報システム又は電子署名の付与若しくは検証を行う情報システムにおいて、暗号化又は電子署名のために選択されたアルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報を定期的に入手し、必要に応じて、行政事務従事者と共有を図ること。

6.2 情報セキュリティの脅威への対策

6.2.1 ソフトウェアに関する脆弱性対策

遵守事項

(1) ソフトウェアに関する脆弱性対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置の設置又は運用開始時に、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開された脆弱性についての対策を実施すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、利用するソフトウェアはサポート期間を考慮して選定し、サポートが受けられないソフトウェアは利用しないこと。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、公開された脆弱性の情報がない段階において、サーバ装置、端末及び通信回線装置上でとり得る対策がある場合は、当該対策を実施すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアにおける脆弱性対策の状況を定期的に確認すること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、脆弱性対策の状況の定期的な確認により、脆弱性対策が講じられていない状態が確認された場合並びにサーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアに関連する脆弱性情報を入手した場合には、セキュリティパッチの適用又はソフトウェアのバージョンアップ等による情報システムへの影響を考慮した上で、ソフトウェアに関する脆弱性対策計画を策定し、措置を講ずること。

6.2.2 不正プログラム対策

遵守事項

(1) 不正プログラム対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置及び端末に不正プログラム対策ソフトウェア等を導入すること。ただし、当該サーバ装置及び端末で動作可能な不正プログラム対策ソフトウェア等が存在しない場合を除く。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて、不正プログラム対策ソフトウェア等により対策を講ずること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、必要な対処を行うこと。

6.2.3 サービス不能攻撃対策

遵守事項

(1) サービス不能攻撃対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム（インターネットからアクセスを受ける情報システムに限る。以下本条において同じ。）については、サービス提供に必要なサーバ装置、端末及び通信回線装置が装備している機能又は民間事業者等が提供する手段を用いてサービス不能攻撃への対策を行うこと。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けた場合の影響を最小とする手段を備えた情報システムを構築すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けるサーバ装置、端末、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視すること。

6.2.4 標的型攻撃対策

遵守事項

(1) 標的型攻撃対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）を講ずること。

6.3 アプリケーション・コンテンツの作成・提供

6.3.1 アプリケーション・コンテンツの作成時の対策

遵守事項

- (1) アプリケーション・コンテンツの作成に係る規定の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、アプリケーション・コンテンツの提供時に環境省外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための規定を整備すること。
- (2) アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、環境省外の情報システム利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、アプリケーション・コンテンツについて以下の内容を仕様を含めること。
 - (ア) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
 - (イ) 提供するアプリケーションが脆弱性を含まないこと。
 - (ウ) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
 - (エ) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
 - (オ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの OS やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
 - (カ) サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなど、サービス利用に当たって必須ではない機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。
 - (b) 行政事務従事者は、アプリケーション・コンテンツの開発・作成を業務委託する場合において、前項各号に掲げる内容を調達仕様を含めること。

6.3.2 アプリケーション・コンテンツ提供時の対策

遵守事項

- (1) 政府ドメイン名の使用
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、環境省外向けに提供するウェブサイト等が実際の府省庁（環境省）提供のものであることを利用者が確認できるように、政府ドメイン名を情報システムにおいて使用すること。ただし、8.1.2(1)に掲げるソー

シャルメディアサービスによる情報発信を行う場合を除く。

- (b) 行政事務従事者は、環境省外向けに提供するウェブサイト等の作成を業務委託する場合においては、前号と同様、政府ドメイン名を使用するよう調達仕様に含めること。

(2) 不正なウェブサイトへの誘導防止

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、利用者が検索サイト等を経由して環境省のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策を講ずること。

(3) アプリケーション・コンテンツの告知

- (a) 行政事務従事者は、アプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知する対象となるアプリケーション・コンテンツに利用者が確実に誘導されるよう、必要な措置を講ずること。
- (b) 行政事務従事者は、環境省外の者が提供するアプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知する URL 等の有効性を保つこと。

第7部 情報システムの構成要素

7.1 端末・サーバ装置等

7.1.1 端末

遵守事項

- (1) 端末の導入時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。
- (2) 端末の運用時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある端末を検出等した場合には、改善を図ること。
- (3) 端末の運用終了時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、端末の運用を終了する際に、端末の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。
- (4) 環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）の導入及び利用時の対策
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者が環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定めること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）について、盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置に関する規定を整備すること。
 - (c) 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において環境省外通信回線に接続した環境省が支給する端末を環境省内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から環境省内通信回線を経由し

て情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定めること。

- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者が環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）を用いて要機密情報を取り扱う場合は、当該端末について本条(b)の技術的な措置を講ずること。

(5) 環境省支給以外の端末の導入及び利用時の対策

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、環境省支給以外の端末の利用について、取り扱うこととなる情報の格付及び取扱制限、環境省が講じる安全管理措置、当該端末の管理は環境省ではなくその所有者が行うこと等を踏まえ、求められる情報セキュリティの水準の達成の見込みを勘案し、環境省における環境省支給以外の端末の利用の可否を判断すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者が環境省支給以外の端末を用いて環境省の業務に係る情報処理を行う場合の許可等の手続を定めること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者が環境省支給以外の端末を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定めること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う環境省支給以外の端末について、以下の安全管理措置に関する規定を整備すること。
 - (ア) 盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置
 - (イ) 不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための利用時の措置
- (e) 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において環境省外通信回線に接続した環境省支給以外の端末を環境省内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から環境省内通信回線を経由して情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定めること。
- (f) 情報セキュリティ責任者は、環境省支給以外の端末を用いた環境省の業務に係る情報処理に関する安全管理措置の実施状況を管理する責任者（以下「端末管理責任者」という。）を定めること。
- (g) 端末管理責任者は、行政事務従事者が環境省支給以外の端末を用いて要機密情報を取り扱う場合は、当該端末について本条(d)(ア)の安全管理措置を講ずること。
- (h) 端末管理責任者は、要機密情報を取り扱う機関等支給以外の端末について、前項の規定にかかわらず本条(d)(ア)に定める安全管理措置のうち自ら講ずることができないもの、及び本条(d)(イ)に定める安全管理措置を行政事務従事者に講じさせること。
- (i) 行政事務従事者は、要機密情報を取り扱う環境省支給以外の端末について、前項において本条(d)(ア)に定める安全管理措置のうち端末管理責任者が講ずることができないもの、及び本条(d)(イ)に定める安全管理措置を講ずること。

- (j) 行政事務従事者は、環境省支給以外の端末を用いて環境省の業務に係る情報処理を行う場合には、端末管理責任者の許可を得ること。
- (k) 行政事務従事者は、情報処理の目的を完了した場合は、要保護情報を環境省支給以外の端末から消去すること。

7.1.2 サーバ装置

遵守事項

- (1) サーバ装置の導入時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、不正な操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、要安定情報を取り扱う情報システムについて、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にするなどにより可用性を確保すること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。
 - (d) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う際に送受信される情報が漏えいすることを防止するための対策を講ずること。
- (2) サーバ装置の運用時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲のサーバ装置の構成やソフトウェアの状態を定期的を確認し、不適切な状態にあるサーバ装置を検出等した場合には改善を図ること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置上での不正な行為、無許可のアクセス等の意図しない事象の発生を検知する必要がある場合は、当該サーバ装置を監視するための措置を講ずること。ただし、サーバ装置の利用環境等から不要と判断できる場合は、この限りでない。
 - (d) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置が運用できなくなった場合に正常な運用状態に復元することが可能となるよう、必要な措置を講ずること。
- (3) サーバ装置の運用終了時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置の運用を終了する際に、サーバ装

置の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

7.1.3 複合機・特定用途機器

遵守事項

(1) 複合機

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、複合機を調達する際には、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じ、適切なセキュリティ要件を策定すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講ずること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する際に、複合機の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

(2) 特定用途機器

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により脅威が存在する場合には、当該機器の特性に応じた対策を講ずること。

7.2 電子メール・ウェブ等

7.2.1 電子メール

遵守事項

- (1) 電子メールの導入時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定すること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に主体認証を行う機能を備えること。
 - (c) 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールのなりすましの防止策を講ずること。
 - (d) 情報システムセキュリティ責任者は、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、電子メールのサーバ間通信の暗号化の対策を講ずること。

7.2.2 ウェブ

遵守事項

- (1) ウェブサーバの導入・運用時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバの管理や設定において、以下の事項を含む情報セキュリティ確保のための対策を講ずること。
 - (ア) ウェブサーバが備える機能のうち、不要な機能を停止又は制限すること。
 - (イ) ウェブコンテンツの編集作業を担当する主体を限定すること。
 - (ウ) 公開してはならない又は無意味なウェブコンテンツが公開されないように管理すること。
 - (エ) ウェブコンテンツの編集作業に用いる端末を限定し、識別コード及び主体認証情報を適切に管理すること。
 - (オ) インターネットを介して転送される情報の盗聴及び改ざんの防止のため、全ての情報に対する暗号化及び電子証明書による認証の対策を講ずること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバに保存する情報を特定し、サービスの提供に必要な情報がウェブサーバに保存されないことを確認すること。
- (2) ウェブアプリケーションの開発時・運用時の対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブアプリケーションの開発において、既知の種類ウェブアプリケーションの脆弱性を排除するための対策を講ずること。また、運用時においても、これらの対策に漏れが無いか定期的に確認し、対策に漏れがある状態が確認された場合は対処を行うこと。

7.2.3 ドメインネームシステム(DNS)

遵守事項

(1) DNS の導入時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、キャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答をするための措置を講ずること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバにおいて、環境省のみで使用する名前の解決を提供する場合、当該コンテンツサーバで管理する情報が外部に漏えいしないための措置を講ずること。

(2) DNS の運用時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報が正確であることを定期的を確認すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、キャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答を維持するための措置を講ずること。

7.2.4 データベース

遵守事項

(1) データベースの導入・運用時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに対する内部不正を防止するため、管理者アカウントの適正な権限管理を行うこと。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータにアクセスした利用者を特定できるよう、措置を講ずること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータに対するアクセス権を有する利用者によるデータの不正な操作を検知できるよう、対策を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、データベース及びデータベースへアクセスする機器等の脆弱性を悪用した、データの不正な操作を防止するための対策を講ずること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、データの窃取、電磁的記録媒体の盗難等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、適切に暗号化をすること。

7.3 通信回線

7.3.1 通信回線

遵守事項

(1) 通信回線の導入時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線構築時に、当該通信回線に接続する情報システムにて取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じた適切な回線種別を選択し、情報セキュリティインシデントによる影響を回避するために、通信回線に対して必要な対策を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線において、サーバ装置及び端末のアクセス制御及び経路制御を行う機能を設けること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムを通信回線に接続する際に、通信内容の秘匿性の確保が必要と考える場合は、通信内容の秘匿性を確保するための措置を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者が通信回線へ情報システムを接続する際に、当該情報システムが接続を許可されたものであることを確認するための措置を講ずること。環境省内通信回線へ環境省支給以外の端末を接続する際も同様とする。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置を要管理対策区域に設置すること。ただし、要管理対策区域への設置が困難な場合は、物理的な保護措置を講ずるなどして、第三者による破壊や不正な操作等が行われないようにすること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、当該通信回線の継続的な運用を可能とするための措置を講ずること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、環境省内通信回線にインターネット回線、公衆通信回線等の環境省外通信回線を接続する場合には、環境省内通信回線及び当該環境省内通信回線に接続されている情報システムの情報セキュリティを確保するための措置を講ずること。
- (h) 情報システムセキュリティ責任者は、環境省内通信回線と環境省外通信回線との間で送受信される通信内容を監視するための措置を講ずること。
- (i) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定め、ソフトウェアを変更する際の許可申請手順を整備すること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
- (j) 情報システムセキュリティ責任者は、保守又は診断のために、遠隔地から通信回線装置に対して行われるリモートアクセスに係る情報セキュリティを確保すること。
- (k) 情報システムセキュリティ責任者は、電気通信事業者の通信回線サービスを利用する場合には、当該通信回線サービスの情報セキュリティ水準及びサービスレベルを確保するための措置について、情報システムの構築を委託する事業者と契約

時に取り決めておくこと。

(2) 通信回線の運用時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントによる影響を防止するために、通信回線装置の運用時に必要な措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、経路制御及びアクセス制御を適切に運用し、通信回線や通信要件の変更の際及び定期的に、経路制御及びアクセス制御の設定の見直しを行うこと。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアの状態を定期的に調査し、許可されていないソフトウェアがインストールされているなど、不適切な状態にある通信回線装置を認識した場合には、改善を図ること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、当該情報システムが他の情報システムと共有している通信回線について、共有先の他の情報システムを保護するため、当該通信回線とは別に独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更すること。

(3) 通信回線の運用終了時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置の運用を終了する場合には、当該通信回線を構成する通信回線装置が運用終了後に再利用された時又は廃棄された後に、運用中に保存していた情報が漏えいすることを防止するため、当該通信回線装置の電磁的記録媒体に記録されている全ての情報を抹消するなど適切な措置を講ずること。

(4) 無線 LAN 環境導入時の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、無線 LAN 技術を利用して環境省内通信回線を構築する場合は、通信回線の構築時共通の対策に加えて、通信内容の秘匿性を確保するために通信路の暗号化を行った上で、その他の情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずること。

7.3.2 IPv6 通信回線

遵守事項

- (1) IPv6 通信を行う情報システムに係る対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 技術を利用する通信を行う情報システムを構築する場合は、製品として調達する機器等について、IPv6 Ready Logo Program に基づく Phase-2 準拠製品を、可能な場合には選択すること。
 - (b) 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 通信の特性等を踏まえ、IPv6 通信を想定して構築する情報システムにおいて、以下の事項を含む脅威又は脆弱性に対する検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - (ア) グローバル IP アドレスによる直接の到達性における脅威
 - (イ) IPv6 通信環境の設定不備等に起因する不正アクセスの脅威
 - (ウ) IPv4 通信と IPv6 通信を情報システムにおいて共存させる際の処理考慮漏れに起因する脆弱性の発生
 - (エ) アプリケーションにおける IPv6 アドレスの取扱い考慮漏れに起因する脆弱性の発生
- (2) 意図しない IPv6 通信の抑止・監視
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置を、IPv6 通信を想定していない通信回線に接続する場合には、自動トンネリング機能で想定外の IPv6 通信パケットが到達する脅威等、当該通信回線から受ける不正な IPv6 通信による情報セキュリティ上の脅威を防止するため、IPv6 通信を抑止するなどの措置を講ずること。

第8部 情報システムの利用

8.1 情報システムの利用

8.1.1 情報システムの利用

遵守事項

- (1) 情報システムの利用に係る規定の整備
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、環境省の情報システムの利用のうち、情報セキュリティに関する規定を整備すること。
 - (b) 統括情報セキュリティ責任者は、USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いに関する利用手順を定めること。当該手順には、以下の事項を含めること。
 - (ア) 行政事務従事者は、環境省が支給する外部電磁的記録媒体、又は本項に規定する利用手順において定められた外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いの遵守を契約により環境省との間で取り決めた環境省外の組織から受け取った外部電磁的記録媒体を使用すること。
 - (イ) 環境省以外の組織から受け取った外部電磁的記録媒体は、環境省と当該組織との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために必要な措置を講ずること。
 - (c) 統括情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、要保全情報又は要安定情報が記録された USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す際の許可手続を定めること。
- (2) 情報システム利用者の規定の遵守を支援するための対策
 - (a) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者による規定の遵守を支援する機能について情報セキュリティリスクと業務効率化の観点から支援する範囲を検討し、当該機能を持つ情報システムを構築すること。
- (3) 情報システムの利用時の基本的対策
 - (a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で情報システムを利用しないこと。
 - (b) 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に環境省の情報システムを接続しないこと。
 - (c) 行政事務従事者は、環境省内通信回線に、情報システムセキュリティ責任者の接続許可を受けていない情報システムを接続しないこと。
 - (d) 行政事務従事者は、情報システムで利用を禁止するソフトウェアを利用しないこと。また、情報システムで利用を認めるソフトウェア以外のソフトウェアを職務上の必要により利用する場合は、情報システムセキュリティ責任者の承認を得ること。

- と。
- (e) 行政事務従事者は、接続が許可されていない機器等を情報システムに接続しないこと。
 - (f) 行政事務従事者は、情報システムの設置場所から離れる場合等、第三者による不正操作のおそれがある場合は、情報システムを不正操作から保護するための措置を講ずること。
 - (g) 行政事務従事者は、環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）及び環境省支給以外の端末を用いて要保護情報を取り扱う場合は、定められた利用手順に従うこと。
 - (h) 行政事務従事者は、次の各号に掲げる端末を用いて当該各号に定める情報を取り扱う場合は、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
 - (ア) 環境省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る） 機密性 3 情報、要保全情報又は要安定情報
 - (イ) 環境省支給以外の端末 要保護情報
 - (i) 行政事務従事者は、要管理対策区域外において環境省外通信回線に接続した端末（支給外端末を含む）を要管理対策区域で機関等内通信回線に接続する場合には、定められた安全管理措置を講ずること。
 - (j) 行政事務従事者は、要管理対策区域外において環境省外通信回線に接続した端末（支給外端末を含む）を要管理対策区域で機関等内通信回線に接続する場合には、課室情報セキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ責任者の許可を得ること。
 - (k) 行政事務従事者は、機密性 3 情報、要保全情報又は要安定情報が記録された USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

(4) 電子メール・ウェブの利用時の対策

- (a) 行政事務従事者は、要機密情報を含む電子メールを送受信する場合には、環境省が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メールサービスを利用すること。
- (b) 行政事務従事者は、環境省外の者と電子メールにより情報を送受信する場合は、当該電子メールのドメイン名に政府ドメイン名を使用すること。ただし、電子メールを受信する環境省外の者が、行政事務従事者から送信された電子メールであることを認知できる場合（政府ドメイン名が使用できない場合に限る。）は除く。
- (c) 行政事務従事者は、不審な電子メールを受信した場合には、あらかじめ定められた手順に従い、対処すること。
- (d) 行政事務従事者は、ウェブクライアントの設定を見直す必要がある場合は、情報セキュリティに影響を及ぼすおそれのある設定変更を行わないこと。
- (e) 行政事務従事者は、ウェブクライアントが動作するサーバ装置又は端末にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認すること。

- (f) 行政事務従事者は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認すること。
 - (ア) 送信内容が暗号化されること
 - (イ) 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること
- (5) 識別コード・主体認証情報の取扱い
 - (a) 行政事務従事者は、主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて情報システムを利用しないこと。
 - (b) 行政事務従事者は、自己に付与された識別コードを適切に管理すること。
 - (c) 行政事務従事者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用すること。
 - (d) 行政事務従事者は、自己の主体認証情報の管理を徹底すること。
- (6) 暗号・電子署名の利用時の対策
 - (a) 行政事務従事者は、情報を暗号化する場合及び情報に電子署名を付与する場合には、定められたアルゴリズム及び方法に従うこと。
 - (b) 行政事務従事者は、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、定められた鍵の管理手順等に従い、これを適切に管理すること。
 - (c) 行政事務従事者は、暗号化された情報の復号に用いる鍵について、鍵のバックアップ手順に従い、そのバックアップを行うこと。
- (7) 不正プログラム感染防止
 - (a) 行政事務従事者は、不正プログラム感染防止に関する措置に努めること。
 - (b) 行政事務従事者は、情報システム（支給外端末を含む）が不正プログラムに感染したおそれがあることを認識した場合は、感染した情報システム（支給外端末を含む）の通信回線への接続を速やかに切断するなど、必要な措置を講ずること。
- (8) Web 会議サービスの利用時の対策
 - (a) 行政事務従事者は、環境省の定める利用手順に従い、Web 会議の参加者や取り扱う情報に応じた情報セキュリティ対策を実施すること。
 - (b) 行政事務従事者は、Web 会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講ずること。

8.1.2 ソーシャルメディアサービスによる情報発信

遵守事項

- (1) ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の対策
 - (a) 統括情報セキュリティ責任者は、環境省が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用することを前提として、以下を含む情報セキュリティ対策に

関する運用手順等を定めること。また、当該サービスの利用において要機密情報が取り扱われないよう規定すること。

(ア) 機関等のアカウントによる情報発信が実際の環境省のものであると明らかとするために、アカウントの運用組織を明示するなどの方法でなりすましへの対策を講ずること。

(イ) パスワード等の主体認証情報を適切に管理するなどの方法で不正アクセスへの対策を講ずること。

(b) 職員等は、要安定情報の国民への提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、環境省の自己管理ウェブサイト当該情報を掲載して参照可能とすること。

8.1.3 テレワーク

遵守事項

(1) 実施規定の整備

(a) 統括情報セキュリティ責任者は、テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る規定を整備すること。なお、原則としてテレワークは環境省が支給する端末で行うよう定めること。

(2) 実施環境における対策

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、テレワークの実施により環境省外通信回線を経由して機関等の情報システムへリモートアクセスする形態となる情報システムを構築する場合は、通信経路及びリモートアクセス特有の攻撃に対するセキュリティを確保すること。

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスに対し多要素主体認証を行うこと。

(c) 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を許可された端末に限定する措置を講ずること。

(d) 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を最新の脆弱性対策や不正プログラム対策が施されている端末に限定すること。

(3) 実施時における対策

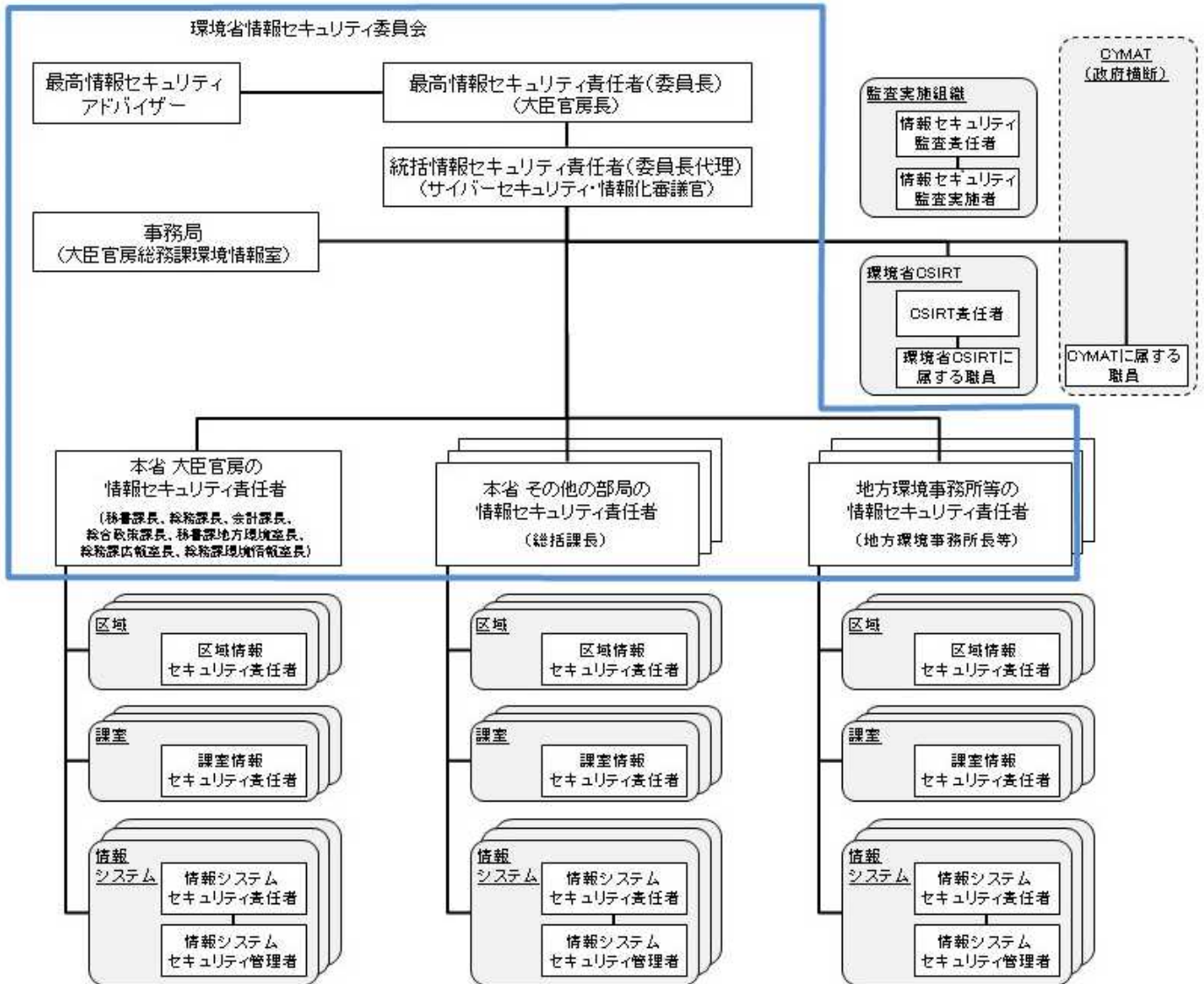
(a) 情報システムセキュリティ責任者は、テレワーク実施前及び実施後に行政事務従事者がチェックすべき項目を定め、行政事務従事者に当該チェックを実施させること。

(b) 行政事務従事者は、画面ののぞき見や盗聴を防止できるようテレワークの実施場所を選定すること。また、自宅以外でテレワークを実施する場合には、離席時の盗難に注意すること。

(c) 行政事務従事者は、原則として情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分な環境省外通信回線を利用してテレワークを行わないこと。

A.1 情報セキュリティポリシー別添資料

A.1.1 組織・体制図



A.1.2 取扱制限の例

表 A.1.2-1 機密性についての取扱制限の定義の例

取扱制限の種類	指定方法
複製について	複製禁止、複製要許可
配付について	配付禁止、配付要許可
暗号化について	暗号化必須、保存時暗号化必須、通信時暗号化必須
印刷について	印刷禁止、印刷要許可
転送について	転送禁止、転送要許可
転記について	転記禁止、転記要許可
再利用について	再利用禁止、再利用要許可
送信について	送信禁止、送信要許可
参照者の制限について	〇〇限り
期限について	〇月〇日まで〇〇禁止

上記の指定方法の意味は以下のとおり。

・「〇〇禁止」

当該情報について、〇〇で指定した行為を禁止する必要がある場合に指定する。

・「〇〇要許可」

当該情報について、〇〇で指定した行為をするに際して、許可を得る必要がある場合に指定する。

・「暗号化必須」

当該情報について、暗号化を必須とする必要がある場合に指定する。また、保存時と通信時の要件を区別するのが適当な場合には、例えば、「保存時暗号化」「通信時暗号化」等、情報を取り扱う者が分かるように指定する。

・「〇〇限り」

当該情報について、参照先を〇〇に記載した者のみに制限する必要がある場合に指定する。例えば、「〇〇課内限り」「〇〇会議出席者限り」等、参照を許可する者が分かるように指定する。

・「〇月〇日まで〇〇禁止」

〇月〇日まで複製を禁止したい場合、「〇月〇日まで複製禁止」として期限を指定することで、その日に取扱制限を変更しないような指定でも構わない。

表 A.1.2-2 完全性についての取扱制限の定義の例

取扱制限の種類	指定方法
保存期間について	〇〇まで保存
保存場所について	〇〇において保存
書換えについて	書換禁止、書換要許可
削除について	削除禁止、削除要許可
保存期間満了後の措置について	保存期間満了後要廃棄

情報の保存期間の指定の方法は、以下のとおり。

保存を要する期日である「年月日」又は期日を特定できる用語に「まで保存」を付して指定する。

例) 令和〇〇年 7 月 31 日まで保存

例) 令和〇〇年度末まで保存

完全性の要件としては保存期日や保存方法等を明確にすることであるが、実際の運用においては、保存先とすべき情報システムを指定することで、結果的に完全性を確実にすることができる。例えば、以下のように指定する。

例) 年度内保存文書用共有ファイルサーバに保管

例) 3 か年保存文書用共有ファイルサーバに保管

表 A.1.2-3 可用性についての取扱制限の定義の例

取扱制限の種類	指定方法
復旧までに許容できる時間について	〇〇以内復旧
保存場所について	〇〇において保存

復旧許容時間の指定の方法は以下のとおり。

復旧に要するまでの時間として許容できる時間を記載し、その後に「以内復旧」を付して指定する。

例) 1 時間以内復旧

例) 3 日以内復旧

可用性の要件としては復旧許容期間等を明確にすることであるが、実際の運用においては、必要となる可用性対策を講じてある情報システムを指定することで、結果的に可用性を確実にすることができる。例えば、端末のファイルについては定期的にバックアップが実施されておらず、課室共有ファイルサーバについては毎日バックアップが実施されている場合には、以下のような指定が考えられる。

例) 課室共有ファイルサーバ保存必須

例) 各自 PC 保存可

A.1.3 情報セキュリティ対策に関連する政府決定等

- ・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日 閣議決定）
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
- ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
- ・サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（平成 28 年 3 月 31 日 サイバーセキュリティ戦略本部）
- ・サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針（平成 27 年 5 月 25 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- ・政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて（令和 2 年 1 月 30 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- ・高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン（平成 28 年 10 月 7 日 サイバーセキュリティ対策推進会議）
- ・情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（2019 年 9 月 24 日 内閣サイバーセキュリティセンター）
- ・外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書（2016 年 10 月 25 日 内閣サイバーセキュリティセンター）
- ・スマートフォン等の業務利用における情報セキュリティ対策の実施手順策定手引書（2016 年 10 月 25 日 内閣サイバーセキュリティセンター）
- ・情報セキュリティ監査実施手順の策定手引書（平成 29 年 4 月 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）
- ・情報セキュリティ監査基準 実施基準ガイドライン（Ver1.0 経済産業省）
- ・情報セキュリティサービス基準（平成 30 年 2 月 28 日 経済産業省）
- ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日 閣議決定）
- ・中央省庁業務継続ガイドライン 第 1 版（平成 19 年 6 月 内閣府）
- ・政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン（令和 3 年 4 月 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）
- ・サイバー攻撃（標的型攻撃）対策防御モデルの解説（平成 29 年 7 月 総務省）
- ・Wi-Fi 利用者向け 簡易マニュアル（令和 2 年 5 月版 総務省）
- ・大規模サイバー攻撃事態等への初動対処について（平成 22 年 3 月 19 日内閣危機管理監決裁）
- ・政府におけるサイバー攻撃等への対処態勢の強化について（平成 22 年 12 月 27 日情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議申合せ）
- ・調達における情報セキュリティ要件の記載について（平成 24 年 1 月 24 日、内閣官房副長官）
- ・情報セキュリティ対策に関する官民連携の在り方について（平成 24 年 1 月 19 日 情報セキュリティ対策推進会議 官民連携の強化のための分科会）
- ・情報セキュリティ管理基準（平成 28 年改正版）（平成 28 年経済産業省告示 37 号）
- ・クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第 2 版)（2018 年 7

月 総務省)

- ・クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン (2013 年度版 経済産業省)
- ・クラウドセキュリティガイドライン活用ガイドブック (2013 年度版 経済産業省)
- ・金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会報告書 (平成 26 年 11 月 公益財団法人 金融情報システムセンター)
- ・テレワークセキュリティガイドライン (第 5 版) (令和 3 年 5 月 総務省)
- ・電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) 平成 25 年 3 月 1 日 総務省、経済産業省)
- ・TLS 暗号設定ガイドライン (2020 年 7 月 8 日 CRYPTREC)
- ・IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト (平成 30 年 2 月 28 日 経済産業省)
- ・IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト活用ガイドブック (2018 年 2 月 独立行政法人情報処理推進機構)
- ・安全なウェブサイトの作り方 改訂第 7 版 (2015 年 3 月 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター)
- ・企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために (平成 25 年 1 月 30 日 総務省)
- ・「高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド (2014 年 9 月 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター)
- ・無線 LAN セキュリティ要件の検討 (平成 23 年 3 月 各府省情報化統括責任者 (CIO) 補佐官等連絡会議ワーキンググループ報告)
- ・無線 LAN ビジネス研究会報告書 (2012 年 7 月 無線 LAN ビジネス研究会)
- ・無線 LAN ビジネスガイドライン第 3 版 (令和元年 5 月 22 日 総務省)
- ・私物端末の業務利用におけるセキュリティ要件の考え方 (平成 25 年 3 月 各府省情報化統括責任者 (CIO) 補佐官等連絡会議ワーキンググループ報告)
- ・スマートフォンを安心して利用するために実施されるべき方策 (平成 24 年 6 月 29 日 総務省スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会最終報告)
- ・行政文書の管理に関するガイドライン (平成 23 年 4 月 1 日 内閣総理大臣決定)
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編) (平成 26 年 12 月 18 日 個人情報保護委員会)
- ・行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について (通知) (平成 16 年 9 月 14 日付総管情第 84 号 総務省行政管理局長) 国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について (平成 12 年 3 月 31 日 行政情報システム各省庁連絡会議了承)
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について (通知) (平成 16 年 9 月 14 日付総管情第 85 号 総務省行政管理局長)・ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン (各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)
- ・Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン (各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)
- ・IoT セキュリティガイドライン (平成 28 年 7 月 IoT 推進コンソーシアム、総務省、経済産業省)

- ・ IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き（2021 年 3 月 31 日 独立行政法人情報処理推進機構）
- ・ ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件に関するチェックリスト 第 2 版（平成 30 年 3 月 独立行政法人情報処理推進機構）
- ・ 政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（令和 3 年 4 月 30 日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省）

A.1.4 情報セキュリティ対策に関連する法律

〔法律〕

- ・サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）
- ・公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）

注）詳細については、原文を参照すること。

A.1.5 用語解説

【あ】

- 「アクセス制御」とは、情報又は情報システムへのアクセスを許可する主体を制限することをいう。
- 「アプリケーション」とは、OS上で動作し、サービスの提供、文書作成又は電子メールの送受信等の特定の目的のために動作するソフトウェアをいう。
- 「アルゴリズム」とは、ある特定の目的を達成するための演算手順をいう。
- 「暗号化」とは、第三者が復元することができないよう、定められた演算を施しデータを変換することをいう。
- 「暗号モジュール」とは、暗号化及び電子署名の付与に使用するアルゴリズムを実装したソフトウェアの集合体又はハードウェアをいう。
- 「ウェブクライアント」とは、ウェブページを閲覧するためのアプリケーション（いわゆるブラウザ）及び付加的な機能を追加するためのアプリケーションをいう。
- 「運用監視暗号リスト」とは、CRYPTRECが発行する「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」において、危殆化等により推奨すべきではないが、互換性維持のために継続利用を容認するものをいう。

【か】

- 「可用性」とは、情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる特性をいう。
- 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない特性をいう。
- 「機密性」とは、情報に関して、アクセスを認められた者だけがこれにアクセスできる特性をいう。
- 「業務継続計画」とは、機関等において策定される、発災時に非常時優先業務を実施するための計画をいう。広義には、平常時からの取組等や復旧に関する計画も含まれる。
- 「共用識別コード」とは、複数の主体が共用するために付与された識別コードをいう。原則として、一つの識別コードは一つの主体のみに対して付与されるものであるが、情報システム上の制約や利用状況等に応じて、識別コードを組織で共用する場合もある。このように共用される識別コードを共用識別コードという。
- 「権限管理」とは、主体認証に係る情報（識別コード及び主体認証情報を含む。）及びアクセス制御における許可情報を管理することをいう。

【さ】

- 「サービス不能攻撃」とは、悪意ある第三者等が、ソフトウェアの脆弱性を悪用しサーバ装置又は通信回線装置のソフトウェアを動作不能にさせることや、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の容量を上回る大量のアクセスを行い通常の利用者のサービス利用を妨害する攻撃をいう。
- 「最小限の特権機能」とは、管理者権限を実行できる範囲を必要最小限に制限する機能をいう。

- 「識別」とは、情報システムにアクセスする主体を、当該情報システムにおいて特定することをいう。
- 「識別コード」とは、主体を識別するために、情報システムが認識するコード（符号）をいう。代表的な識別コードとして、ユーザ ID が挙げられる。
- 「主体」とは、情報システムにアクセスする者又は他の情報システムにアクセスするサーバ装置、端末等をいう。
- 「主体認証」とは、識別コードを提示した主体が、その識別コードを付与された主体、すなわち正当な主体であるか否かを検証することをいう。識別コードとともに正しい方法で主体認証情報が提示された場合に主体認証ができたものとして、情報システムはそれらを提示した主体を正当な主体として認識する。
- 「主体認証情報」とは、主体認証をするために、主体が情報システムに提示する情報をいう。代表的な主体認証情報として、パスワード等がある。
- 「主体認証情報格納装置」とは、主体認証情報を格納した装置であり、正当な主体に所有又は保持させる装置をいう。所有による主体認証では、これを所有していることで、情報システムはその主体を正当な主体として認識する。代表的な主体認証情報格納装置として、IC カード等がある。
- 「推奨候補暗号リスト」とは、CRYPTREC 暗号リストにおいて、安全性及び実装性能は確認されているが、利用実績や普及見込みが十分ではないものをいう。
- 「セキュリティパッチ」とは、発見された情報セキュリティ上の問題を解決するために提供される修正用のファイルをいう。提供元によって、更新プログラム、パッチ、ホットフィクス、サービスパック等名称が異なる。
- 「ソーシャルメディアサービス」とは、インターネット上において、ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス、動画共有サイト等の、利用者が情報を発信し、形成していくものをいう。
- 「ソフトウェア」とは、サーバ装置、端末、通信回線装置等を動作させる手順及び命令を、当該サーバ装置等が理解できる形式で記述したものをいう。OS や OS 上で動作するアプリケーションを含む広義の意味である。

【た】

- 「耐タンパ性」とは、暗号処理や署名処理を行うソフトウェアやハードウェアに対する外部からの解読攻撃に対する耐性をいう。
- 「電子署名」とは、情報の正当性を保証するための電子的な署名情報をいう。
- 「電子政府推奨暗号リスト」とは、CRYPTREC 暗号リストにおいて、安全性及び実装性能が確認された暗号技術について、市場における利用実績が十分であるか今後の普及が見込まれると判断され、当該技術の利用を推奨するもののリストをいう。
- 「電子メールクライアント」とは、電子メールサーバにアクセスし、電子メールの送受信を行うアプリケーションをいう。
- 「電子メールサーバ」とは、電子メールの送受信、振り分け、配送等を行うアプリケーション及び当該アプリケーションを動作させるサーバ装置をいう。

- 「ドメインネームシステム (DNS)」とは、クライアント等からの問合せを受けて、ドメイン名やホスト名と IP アドレスとの対応関係について回答を行うシステムである。
- 「ドメイン名」とは、国、組織、サービス等の単位で割り当てられたネットワーク上の名前であり、英数字及び一部の記号を用いて表したものをいう。例えば、www.nisc.go.jp というウェブサイトの場合は、nisc.go.jp の部分がこれに該当する。

【な】

- 「名前解決」とは、ドメイン名やホスト名と IP アドレスを変換することをいう。

【は】

- 「複合機」とは、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の機能が一つにまとめられている機器をいう。
- 「不正プログラム定義ファイル」とは、不正プログラム対策ソフトウェアが不正プログラムを判別するために利用するデータをいう。
- 「踏み台」とは、悪意ある第三者等によって不正アクセスや迷惑メール配信の中継地点に利用されている情報システムのことをいう。

【ま】

- 「無線 LAN」とは、IEEE802.11a、802.11b、802.11g、802.11n、802.11ac、802.11ad 等の規格により、無線通信で情報を送受信する通信回線をいう。

【ら】

- 「リスク」とは、目的に対する不確かさの影響をいう。ある事象（周辺状況の変化を含む。）の結果とその発生の起こりやすさとの組合せとして表現されることが多い。
- 「ルートヒントファイル」とは、最初に名前解決を問い合わせる DNS コンテンツサーバ（以下「ルート DNS」という。）の情報をいう。ルートヒントファイルには、ルート DNS のサーバ名と IP アドレスの組が記載されており、ルート DNS の IP アドレスが変更された場合はルートヒントファイルも変更される。ルートヒントファイルは InterNIC（Internet Network Information Center）のサイトから入手可能である。

【A～Z】

- 「CRYPTREC（Cryptography Research and Evaluation Committees）」とは、電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査・検討するプロジェクトである。
- 「DNS サーバ」とは、名前解決のサービスを提供するアプリケーション及びそのアプリケーションを動作させるサーバ装置をいう。DNS サーバは、その機能によって、自らが管理するドメイン名等についての名前解決を提供する「コンテンツサーバ」とクライアントからの要求に応じて名前解決を代行する「キャッシュサーバ」の2種類に分け

ることができる。

- 「IPv6 移行機構」とは、物理的に一つのネットワークにおいて、IPv4 技術を利用する通信と IPv6 を利用する通信の両方を共存させることを可能とする技術の総称である。例えば、サーバ装置及び端末並びに通信回線装置が2つの通信プロトコルを併用するデュアルスタック機構や、相互接続性の無い2つの IPv6 ネットワークを既設の IPv4 ネットワークを使って通信可能とする IPv6-IPv4 トンネル機構等がある。
- 「MAC アドレス (Media Access Control address)」とは、機器等が備える有線 LAN や無線 LAN のネットワークインタフェースに割り当てられる固有の認識番号である。識別番号は、各ハードウェアベンダを示す番号と、ハードウェアベンダが独自に割り当てる番号の組合せによって表される。
- 「S/MIME (Secure Multipurpose Internet Mail Extensions)」とは、公開鍵暗号を用いた、電子メールの暗号化と電子署名付与の一方式をいう。
- 「VPN (Virtual Private Network)」とは、暗号技術等を利用し、インターネット等の公衆回線を仮想的な専用回線として利用するための技術をいう。